

# 日本の労働法制

# 1日8時間労働が上限

日本の働き方は…

主な働き方	ポイント	主な職種	割合
一般的な働き方	1日8時間、週40時間	一般事務	45.3%
フレックスタイム制	始業・終業の時間をずらせる	技術者、プログラマー	7.9%
裁量労働制(専門型)	労使で決めた時間だけ働いたとみなす。深夜・休日手当あり	コピーライター、デザイナー	1.2% (専門型)
裁量労働制(企画型)		企画・調査職	0.3% (企画型)
ホワイトカラー・エグゼンプション	時間の規制なし。深夜・休日手当なし	高収入の専門職(厚労省案)	新たに導入

(注)このほかに昼夜交代シフトで働く変形労働時間制などがある

企業側は人員削減の必要性、解雇回避の努力、人選の合理性、手続きの妥当性の4つの要件を満たす必要がある。産業競争力会議は、解雇して紛争になった場合のシステムが欧米に比べて遅れていると指摘。解雇が無効だとする判決が出た後に金銭で解決する制度の導入を求めた。

▽…労働法制は経営者に比べ立場が弱いとされる労働者の権利を守るために、労働時間の上限や解雇ルールなどを決めている。時間規制では、労働基準法が労働時間の上限を1日8時間、週40時間と定めている。社員が法定労働時間を超えて働くと、企業は残業代を払う必要がある。

▽…裁量労働制やフレックスタイム制は、出社や退社時間を労働者が選べるなど自由度が一般的な働き方より増す。ただ、給与は時間に応じて決まる。政府の産業競争力会議では、成果で給与を決める新しい制度を検討していた。

▽…労働契約法では解雇ルールを決めている。整理解雇をするには、

5/29

きょうの「は」